

## 令和元年度第2回大野城市総合教育会議会議録

日時：令和元年11月18(月)10時00分～11時30分

場所：本館3階 庁議室

### ○自治戦略課長

それでは、皆様、おはようございます。ただいまから、令和元年度第2回大野城市総合教育会議を始めます。

私は、本日この会議の進行を務めます自治戦略課の橋本と申します。どうぞよろしくをお願いします。

開会に際しまして、まず議題の確認と会議の公開の可否について確認をさせていただきます。次第をお願いいたします。

本日の議題は3件となっております。一つが大野城市食物アレルギー対応方針とマニュアル（案）について、二つ目が中学生向けデートDV防止研修事業について、それと九州大学との連携推進についての三つとなっております。

これらの議題につきましては、非公開とすべき事由がないことから、本日の会議は公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○自治戦略課長

ありがとうございます。

本日の会議には1名の傍聴者がいらっしゃっております。よろしくをお願いします。

それでは、本日の会議の資料は、資料の1から資料の3となっております。

それでは、まず初めに、井本市長からご挨拶をお願いいたします。

### ○井本市長

おはようございます。

それでは、本日、令和元年度第2回目の大野城市総合教育会議を開催させていただきたいと思っております。ただいま案内がありましたように、教育部から1件、企画政策部から2件の議題を予定させていただきました。

教育部からの提案の食物アレルギー対応方針とマニュアル（案）についてですけども、大野小学校の安川栄養教諭、大野北小学校の松尾栄養教諭にお越しをいただいで

おります。よろしくお願ひいたします。

昨年度の第2回の会議では、大野南小学校におきます食物アレルギー対応の取り組みについてのご報告をいただきました。今回は市全体のアレルギー対応方針などのご報告になります。子どもの命にかかわる問題でありますので、しっかりとお互いに情報共有をしていきたいというふうに思います。

また、企画政策部からは、市内の中学校2年生及び教職員を対象として行っておりますデートDV防止研修事業、そして九州大学と色々な面で今連携をしております、この推進に関する報告をいたしたいと思ひます。

皆さんの貴重なご意見をいただき、さらに大野城市の教育行政が前に進み、活性化をしていくようにやってまいりたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

#### ○自治戦略課長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会を代表して吉富教育長よりご挨拶をお願ひいたします。

#### ○吉富教育長

改めまして、おはようございます。

先ほど市長のご案内にありましたように、食物アレルギーに対する対応につきましては2度目の説明の場をいただくことになりました。説明の中で出てまいりますが、10月1日現在で大野城市の在席児童数は6,397人です。そういう全体数から見ますと、約10%以上の子が何らかの対応をしなければならないという、そうでなければ食事ができないという状況でございます。こういう数の多さ、それはアレルゲンの多さとも相まって、このような状態になっています。

それで、各学校は事例に学ぶという基本原則の中でそれぞれの学校のマニュアルを見直したり、あるいは全国の事例に学びながら、そして基本的なマニュアルをしっかりと見直して、それぞれの学校に合ったマニュアルをつくらうとされているところでございます。3大アレルゲンはご存じのように牛乳・小麦・卵です。これはよく知られたアレルゲンでございますが、ところが先ほど申し上げましたように、このアレルゲンが極めて多く増えてきている。まずは果物、健康食品として知られていますキウイとか、それからバナナとか桃とかにもアレルゲンを有するというのが出てきていまし

て、また、このごろは野菜のキュウリまでアレルギーがあるということで報告を受けているところでございます。

また、キウイのほうに含まれているラテックスという成分がゴム手袋にも使われていて、そのゴム手袋でさわっただけでも子どもにアレルギーが発症するという状態もあるものですから、生活の中で保護者が気づかないままといった状態もあります。大変困難な状況で子どもたちの健康管理を維持していく、整えていくという上では、アレルギー対応というのは大変重要なことでもありますので、2度目のこの場をいただいた次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○自治戦略課長

ありがとうございました。

それでは、これから議題に入りたいと思います。これからは、この会議を主催いたします井本市長にこの会議の議長として進めていただきたいと思います。

井本市長、どうぞよろしく願いします。

#### ○議長（井本市長）

それでは、早速、次第の2、議題に進みたいと思います。

初めに（1）大野城市食物アレルギー対応方針とマニュアル（案）についてを議題といたします。

まずは所管部から説明をお願いいたします。

#### ○教育政策課長

おはようございます。教育政策課長の橋元でございます。本日はどうかよろしく願いいたします。

大野城市教育委員会では、多様化する児童の食物アレルギーに対応するため、学校の栄養教諭とともに大野城市アレルギー対応マニュアルの改訂を現在進めているところでございます。来年4月からの運用を目指して、PTA会長、学校長、栄養教諭、養護教諭、学校事務官等の代表で構成するアレルギー対応委員会を今組織しております。そちらの中でアレルギー対応マニュアルの案のチェックを行っているところでもございます。

本日は、大野小学校の安川幸余栄養教諭、大野北小学校の栢尾真由美栄養教諭より、

大野城市食物アレルギーの対応方針とマニュアル（案）についてご説明させていただき、委員の皆様のご意見をいただければと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

#### ○榎尾栄養教諭

失礼いたします。大野北小学校栄養教諭の榎尾と、大野小学校の栄養教諭の安川と申します。よろしく願いいたします。

榎尾からは食物アレルギーの現状とその対応方針について、安川のほうからは具体的なマニュアルについて説明をしたいと思います。

まず、食物アレルギーの疾患の現状について説明をしたいと思います。画面をご覧ください。

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応が、私たちが好まない反応をするものです。いわゆる食物アレルギーと呼ぶものは、主に即時型に分類されるものと特殊型に分類されるものがあります。市内には今年度6月現在、対象となる児童が253名、延べ人数では573名おります。乳糖不耐症、代謝異常などを加えると、対応している児童は現在613名に当たり、食物アレルギーのほとんどが即時型に分類されています。これは1校当たり延べ人数、日々40から90名の児童の対応に当たっていることになり、年々煩雑になってきております。

アレルギー発症の引き金を引くのは、私たちの皮膚や粘膜など、全身の組織に広く分布するマスト細胞です。食品のアレルギーの原因物質、アレルゲンと反応したマスト細胞は、ヒスタミンなどの化学物質を放出して周囲に炎症を引き起こします。従来は消化管に原因となる食品が吸収されて発症すると考えられ、原因食品は除去することが望ましいとされてきました。しかし、現在は食品を食べることでアレルギー反応は起こしにくくなるという研究が発表されたり、食物アレルギーの原因が皮膚からも獲得されることがわかったり、今まで以上に正確な医師の診断が必要となっています。

即時型食物アレルギーの特徴は、食べて2時間以内、通常30分以内に症状があらわれ、通常数時間で治まり、翌日以降は症状は残ることがないと言われております。しかし、遅延型も0.2%とごくわずかであります。これはまだメカニズムが解明されていないものもあります。ただ、保育施設等において起きるアレルギーの発症の約6割が初めて起こる初発と言われております。これを考えると、小学校においてもアトピー性皮膚炎を持つ児童が今まで食べていても大丈夫だった食品で発症する可能性が高いこと

になります。対応していない食品や対応していない児童で初めて発症することがあるということを常に念頭に置く必要があります。

特殊型に分類される食物アレルギーでは、食物依存性運動誘発アナフィラキシーと口腔アレルギー症候群があります。食物依存性運動誘発アナフィラキシーは、初回の発症を予測する方法はありません。学校で初めて症状が起こることも多いと考えています。口腔アレルギー症候群は最近増えている症状です。先ほど教育長のほうからも説明がありました果物は、これに当たります。

食物アレルギーと間違えやすい病気として、乳糖不耐症があります。これは乳糖を分解する酵素が少ない、ないなどにより起こる反応であるため、食物アレルギーとは全く違います。命に関与するものではありません。対応といたしましては、乳の量を加減したり、治療を受けながら乳製品を摂取できるものです。

これは本市の食物アレルギー原因食品と診断を受けている人の人数に対する割合です。今回、市内で除去対応の食品を決める際にこの一覧表を参考とし、割合の高い順から、卵、乳、落花生など21品目を決定いたしました。

これは大野城市の食物アレルギーに関する基本方針です。平成27年3月に文部科学省から示された学校給食における食物アレルギー対応の大原則を遵守する形で作成いたしました。

(1) 食物アレルギーの問診は正しい判断とされています。そのため、医師の診断は絶対です。その診断の根拠となるのが学校生活管理指導表です。この提出を年1回と決めました。

(2) 安全性確保のための二者択一の考え方で、原因となる食品を提供するかしないかと決めるものです。

原因食品の完全除去、提供するかしないかとは、乳アレルギーの対応を例に説明いたします。

従来は食べられる量で段階別に除去を行ってまいりました。男児におきましては、パンに入っている少量のミルクも食べられない場合は、パンを含め乳を含む食品全て除去するという対応です。女児は、シチューに入る牛乳やヨーグルトは食べられる。しかし、牛乳1本は量が多く飲めない場合は、牛乳1本だけ飲まないという対応です。これがその児童の実態に合わせた段階別除去となります。しかし、国の今回の方針は原因食物の完全除去、提供するかしないかとなります。つまり、女児も、パンを含め乳を含む食品全て除去となります。ここが大きく変わるところです。

(3) 過度な複雑な対応は行いません。市内の小学校では毎日40から90名の児童の対応を行っており大変煩雑です。そこで、過度の対応にならぬように、除去する品目を現在全て対応している食品から21品目に限定することとしました。ただし、学級において誤食がないように管理は全て給食室で行うため、除去は行いませんが、提供しないという表示を行い、教室で誰が見てもわかるような工夫を行います。

(4) と (5) は資料のとおりです。

学校生活管理指導表の提出について、不要の場合は、食物アレルギーであっても医師より管理不要と診断された児童と、原因食品が生卵の児童となります。乳糖不耐症の児童については、食物アレルギーとは違いますので、乳製品などの摂取可能であることから、新1年生と新4年生において提出といたしました。除去などの対応は飲用牛乳だけとし、料理に含まれている場合は量を減らすなどの対応となります。

ここからは具体的なマニュアルの説明になります。

## ○安川栄養教諭

ここからは具体的な対応マニュアルについて説明します。

まず、保護者がアレルギー対応の希望を申し出るところから給食開始までの流れについてです。申請から対応開始までは三つのパターンがありますが、ここでは新1年生の場合と進級時の場合について、旧マニュアルから変更になるところを説明いたします。

新1年生の場合の主な変更点は、①該当児童の把握を旧マニュアルでは2月の入学説明会で行っていたところを新マニュアルでは10月ごろに行われる就学時検診のときに行います。このようにする理由として、学校が該当児童を早期に把握できる。新1年生が学校生活管理指導表を準備する期間を今までの1か月から4、5か月に延長できますので、保護者が余裕を持って病院を受診できるという利点があります。

次に、変更点の②様式を統一します。このことで対象児童の記録を次年度以降に確実に引き継ぐことができるようなシステムにします。

次に、進級時の主な変更点を三つ挙げていますが、その中で特に③の面談方法を、これまでは個別面談していたものを説明会と個別面談を選べるやり方に変更します。授業参観の後などに説明会を設け、アレルギー対応に関する書類の確認方法や給食の提供方法などについて、統一して保護者と確認できるという利点があります。説明会に参加できない保護者の方や症状が重いお子さんについては個別に面談を行います。

次に、給食で対応する食品とレベルについて説明します。対応レベルは1から4まであります。ここでは約9割以上の子どもが対象となるであろうレベル3・4について詳しく説明します。

レベル3は除去食対応で、原因食物を給食から除いて提供する給食です。例えば乳アレルギーの児童には牛乳を提供しなかったり、卵アレルギーの児童にはかきたま汁に卵を入れないで提供したりします。

除去食対応の主な対応基準は、除去する食品を21品目に限定することと、基本原則で説明しましたとおり、原因食品を除去するかしないかの二者択一の対応にすることです。除去する食品は、大野城市内の児童が食物アレルギーと診断されている食品について、対象者が多いものから順に21品目を選定しました。この21品目以外の食品にアレルギーがある児童には、原因食品が入ったおかずは提供しないとなります。例えばブロッコリーにアレルギーがある児童には、ブロッコリーサラダなどのおかずは提供しないとなります。21品目以外の食品については、何も対応しないということではありません。先ほど説明しましたように、「提供しない」と書いたカードを給食室で準備して、教室で間違って食べるということが起こらないような対策をします。

レベル4は代替食対応で、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食です。代替食対応の主な対応基準は、対応する食品を5品目に限定すること、主菜に対してのみ対応することです。代替食は成長期の子どもたちに特に必要なエネルギー、たんぱく質を補うことを目的として行います。

この5つの食品を選定したのは、対象者が多いこと、そして給食の主菜として出る回数が多いという理由からです。例を申し上げますと、サバの塩焼きやスクランブルエッグなどの主菜に対して、鶏の照り焼きなど、代替りのものを出します。この5品目以外の対応としては、提供しないという対応になります。例えば主菜として出されるおかずでも、5品目に入っていない鮭などは提供しないという対応をします。また、主菜にのみ対応しますので、デザートなどに対しても提供しないとなります。

このように、除去食・代替食対応で食品を限定することで、子どもによってはある日の献立は提供されないものが多くなり、食べるものが少なくなるという場合が予想されます。その場合は保護者の判断により弁当対応となります。

弁当対応には三つのパターンがあります。一部弁当対応とは、主食のご飯、パンに対してのみ部分的に弁当を持参する方法で、主食以外の弁当持参は認めません。日により完全弁当とは、主食やおかずの除去、代替食が困難な場合、日により全ての弁当

を持参します。ある日は給食を食べ、ある日は提供されない給食の品数が多いので弁当を持ってきて食べるという方法です。おかずの1品だけ持ってくるという方法は認めていません。家庭から持ってくるおかずを食べる場合は、全て家庭から持ってきたものを食べます。給食と家庭から持ってきたものを同時に食べないとしています。

このようにしている理由は、食べて、もしもアレルギー症状が出た場合、その責任の所在を明確にするためです。アレルギーを持つ児童にとってアレルギー症状が出るということは命にかかわる場合もあります。もし命にかかわる問題になった場合、どこに責任があるのかということが必ず問われるので、このように考えています。

最後に完全弁当対応とは、食物アレルギー対応が困難なため、全て毎日弁当を持参するという対応です。この完全弁当に対応するのは次のような場合です。

一つ目は、微量で反応が誘発される場合で、例として、調味料やだしなどの除去が必要であったり、調理室で飛散する量にも注意が必要であったりと、ごく微量にも反応する場合は、給食での対応が困難であり危険なため、完全弁当となります。

二つ目は、調理過程で混入の危険度が高く、反応が劇症型になりやすい食品、例えば小麦などにアレルギーがある場合です。小麦粉は調理室で袋からボウルに出すとき、ボウルから回転釜に入れるときなど、注意しても飛び散る危険度が高く、また反応も呼吸困難などの劇症型に分類される症状が起きやすいという理由があります。

三つ目の施設の設備状況や人員の体制が整っていない場合も完全弁当となります。

次に、食器具類は対応食専用の食器、トレイを使用します。普通食と当日にアレルギー対応がある場合で、食器とトレイを柄や色で区別します。教室でどの児童にアレルギー対応があるのか、どのおかずアレルギー対応があるのかを誰が見てもわかるようにして、間違えて食べることを防ぐためです。

次に、アレルギー対応の確認手順について説明します。お手元のこれ以降の資料をまとめますと、こうなります。

学校と保護者で行われるアレルギー確認は、毎月4回となります。そして、毎月の確認を6回行います。アレルギー事故を起こさないためには、複数の目で何度も確認するということがとても大切です。そして、最後の確認は児童本人が行います。チェックを何重にしてもそれをすり抜けることがないとは言えません。そして、該当児童が自分にはアレルギーがある、これとこれが食べられないのだという自覚を持たせることで、食事の前には必ず確認するという習慣をつけることで自分の身を自分で守るということになると考えています。



以上で説明を終わります。

○議長（井本市長）

説明は終わりました。

それでは、この議題については報告ということになりますけども、質問等がありましたら、どうぞ遠慮なくお願いいたします。

○高野委員

10月の就学時検診のときに把握するという作業は、もう今年度から開始されてあるんですか。

○榎尾栄養教諭

はい。

○高野委員

それと資料で、もう一点いいですか。筑紫医師会の小児科医で監修されてある管理指導表、この右下の欄の下のほうのその他の配慮・管理事項というところに自由記載と書いてあるんですけど、この欄は小さ過ぎるんじゃないかと思うんですけど。自由記載と書いていながら、欄が小さ過ぎて何も書けないような気がするんですけど。これは決まって動いているのならしょうがないですけど、筑紫医師会の監修ですから、こっちから訂正するわけにいかないですよ。

○榎尾栄養教諭

ご意見ありがとうございます。

この様式につきましては、学校保健会という組織がございまして、その保健会の組織が作り出した学校生活管理指導表を参考に作成しています。先ほどご指摘があったように、このもとになった指導表の記載欄がこれよりもっと狭かったんです。もっと狭くて書きづらいということがありましたので、この部分と、特に広げたのが、学校生活上の留意点のA、給食という欄がありますが、ここもD欄と同じくらいしかなかったため、お医者様のほうから詳しい問診がいただけたらと思って、このAの欄を広くしたために、あとはちょっと小さい感じにはなっております。先ほど説明しま

した学校保健会の出されましたものと、ほぼ変わりませんが、その記入欄を広げたりとか、あと、ほかのアレルギー症状も知りたいというところで、工夫して相談しながら作成したものではありませんが、ご指摘のとおり確かに記入しづらいと思います。

#### ○高野委員

もう一点よろしいでしょうか。昨年の総合会議の中で大野南小の取り組みの報告があっていたんですけれども、その中でこういった管理指導表をクラス、教室で共有するというので置き場所を決めて、担任じゃなくてもすぐ対応できるようにする取り組みが必要だろうというようなことが会議録を読むと整文されてたんですけど、そういった取り組みというのは既に始まっているんですか。

それともう一つ、そういうふうになると、学校でほぼ全教職員が共有することになるので、学校保健会のものには一番下に個人情報共有しますよという承諾の欄があるんですけど、それがなくなっているのはなぜなのか。

#### ○教育政策課長

まず、前回の内容につきましての分は、私のほうからご説明させていただきます。

市長のほうから冒頭ご説明があったように、昨年の総合教育会議で、大野南小学校の校長先生がこちらのほうにいらして、アレルギー対応の報告をさせていただきました。そちらは、大野南小学校がなぜというところなんです、実際、大野南小学校でアレルギーの事故が起こっております。それに対して、そういった事故が起こりましたので、まず学校単位で大野南小学校が取り組みをなされていらっしゃる分を県でも注目をされまして、県の給食会の中で報告をしてくださいということでご案内をいただきました。そこで報告させていただいた内容を情報共有のためにこちらの総合教育会議のほうでご説明をさせていただいています。

そういった流れを受けて、大野南小で培ったノウハウを、当然ですが市全体で共有していかなければならないということで考えております。国のほうもマニュアルの説明で申し上げたアレルギーの除去について、部分除去ではなくて完全にしっかり除去をなさいますとか、そういった流れにはなっておりますので、全体で共有するためにこういった市全体のマニュアルをつくりまして、来年4月より運用を目指してまいります。

なお、運用については、当然いろいろなご意見をいただく必要があるということで考えておりますので、冒頭でご説明させていただいたとおり、PTA会長や、あと学校長、栄養教諭、学校事務官、そういったところが入って、その運用の内容についても今チェックをさせていただいているところでございます。

#### ○松尾栄養教諭

まず、学校生活管理指導表の教職員の共有ですけれども、これにつきましては、これ自体をコピーして全職員に配付することはありませんが、これを参考に名簿作成をどの学校も行っております。ただ、この名簿作成の折に記述が間違っていたりとか、あと落ちていたりとかすることもありますので、これは学校長まで起案をして作成したものを全職員に共有し、配慮を要する児童と同じような扱いにいたしまして、極秘事項というふうになっております。

2点目の同意書につきましては、学校保健会が、この児童に対する学校生活管理指導表の作成後に、保育施設の学校生活管理指導表を作成されました。その新しいものには同意書はついていません。学校保健会の意向といたしましては、今、児童向けの学校生活管理指導表の改編も考えておられて、その中には同意書は入っていません。考え方とする説明におきましては、食物アレルギーに関しては秘密事項ではない、全職員にきちんと公開して把握すべきものであるということで、同意書はつけずにおこうと。ただし、大野城市といたしましては、そうはいかないと思ひまして、保護者が学校に提出する学校給食個別対応申請書というものに、同意書欄を設けました。ということで、この中にはございませんが、この個別対応申請書には同意書はつけております。

#### ○議長（井本市長）

よろしいですか。

#### ○高野委員

はい。

#### ○議長（井本市長）

改善すべきところは改善すればいいので、さきほどの自由記載のところはたくさん

書けるようにしておいてください。広くするように、あるいは裏面を使うとか、別紙を使ってくださいとか書いておけばいいでしょう。

○高野委員

例えば、A、給食、1、管理不要、2、保護者と相談し決定と書いて縦に並べているのを横に並べたら1行分ぐらい、そうすると4行分ぐらい全部で空くことになるから、もうちょっと文字を小さくするとかですね。

○議長（井本市長）

学校保健会が何か言うなら、大野城市用で別紙だけつくられたらいいじゃないですか。自在にやってください。

○教育政策課長

いただいた内容は検討させていただきまして、10月に一度、試行で運用させていただいていますので、来年以降に反映させていきたいと思えます。

○議長（井本市長）

ほかに。どうぞ。

○安部委員

説明を伺いまして、原因がわかる工夫というのが随所に見られて、とてもいい流れになってきているなと思っています。先ほど話題になりましたように、新しいアレルギーが出る中で、この指定されました品目の中で牛乳が唯一液体ですが、都心部ではこの液体で同室で飲食して微粒子になった空気中のものをとってはいけない子どもが呼吸として体内に入れるという例も挙がっていると聞いております。

ですから、今、在校中の子どもたちは状態がわかっておりますので、このまま改善する子、また継続対応の子もあると思えます。牛乳を飲んでいる中で、飲めない状態だけど空気中から吸収するという実例があるということですので、そういったことも一つの原因として考えられるというケースも出てくるかと思えます。新1年生は、幼稚園、保育園を経てきていると思えますが、1年生の対応をきめ細やかにされるとずっと2年、3年と経緯がわかることですので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（井本市長）

では、よろしく申し上げます。

ほかにありますか。はい、どうぞ。

○吉富教育長

対応申請の確認から対応開始までというページのところで、新規発症及び転入時の場合の保護者対応でお困りのことはないですか。

以前、学校に勤めておりました時期に、お医者さんに診断を受けてくださいと促しても、「高い」ということでお受けにならなくて大変困った事例もありましたものですから、そういう事例がまだあるのかどうか。

○議長（井本市長）

わかりますか。

○榎尾栄養教諭

確かに今お話しいただいたように、診断書につきましては高額の場合も多々あるということで、保護者につきましては、診断書をとってほしいと説明する際にはとても苦慮しているのは実際にあります。保護者への診断書の説明は非常に難しく、確かに私は苦慮しています。大野小はいかがでしょうか。

○安川栄養教諭

はい、中には。

○吉富教育長

中にはおられますか。診断書をもらう手間とお金をご指摘なさるものですから。

○榎尾栄養教諭

以前は2月頭または1月末の新1年生説明会のときに初めて資料をお配りしていましたが、それでは期間が短いと考えまして、今回は就学前検診のときの10月に持ってきました。

○吉富教育長

ありがとうございました。診断書は、通常はいくらですか。

○杉尾栄養教諭

3,000円から8,000円、診断書は各病院で金額を決められるということで、違います。

○議長（井本市長）

それは何とかなるんですかね。金銭的な面と出さない人に対する要請という意味で、行政として、あるいは学校、教育委員会として何かできるんですかね。

○杉尾栄養教諭

面談を行う際に、管理職の校長と教頭に入っていただきますので、管理職のほうからお願いをしていただくというふうに今しています。

○議長（井本市長）

提出されない人に対してはお願いだけしかできないんですか。命にかかわるんでしょう、命にかかわると何回も聞くけど、命にかかわることを我々が真剣にどう対応するかですよ。

○安部委員

対策ではありませんが、教育長の発言の中から思いましたのが、やはり子どもを病院に連れて行かなかったり、子どもの状態を学校のほうにちゃんと明らかにしないとすることは、虐待につながることになりますよね。ですから、虐待の入り口としてのチェックで、少し連携して緩やかに入るという方法もあるんじゃないですかね。

○議長（井本市長）

あとは教育委員会で考えてください。

○吉富教育長

はい。連携して、その実態を探る中でまたやってまいりましょう。

○議長（井本市長）

ほかにありませんか。では、次に行きます。

それでは、大野城市食物アレルギー対応方針とマニュアル（案）についての議題を終了いたします。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（井本市長）

それでは、（２）中学生向けデートDV防止研修事業についてを議題といたします。所管部から説明をお願いします。

○人権男女共同参画課長

よろしくお願ひいたします。人権男女共同参画課の山下と申します。

それでは、中学生向けデートDV防止研修事業につきまして、事業の概要と実績、課題についてご報告をいたします。

お手元の資料をもとに説明させていただきます。また、途中で前方のモニターをごらんいただきながらご説明をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず事業概要につきましてご説明いたします。資料の1ページ目をごらんください。

初めに、本事業の目的や位置づけを記載しておりますけれども、DV、ドメスティックバイオレンスの相談は大野城市でも多く寄せられておりまして、中には大変深刻なケースも見受けられます。このことから、心身ともに成長期、いわゆる思春期にある中学生を対象にDVに関する正しい知識を身につけてもらうことで、DV被害の防止、将来誰もDVの加害者にも被害者にもならないことを目的に実施しているところです。

続いて、内容でございます。対象者は中学校2年生と教職員でそれぞれに研修を実施しています。学んでいただきたい内容が少し異なりますので、まず教師向けの研修を行いまして、先生方の理解を深めていただいた後、生徒を対象とした研修を行っております。研修内容の詳細につきましては、資料の2と3をごらんいただければと存じます。

講師は専門的な知識と研修実務経験を有する事業者から迎えておりまして、事前に研修の目的や期待する効果を打ち合わせた上で研修を実施しております。また、研修

後、アンケートを行いまして、事業成果の検証と課題の整理、改善方法の検討を行っております。

続いて、事業実績についてご報告いたします。2ページ目の下段のほうをごらんいただけたらと存じます。

本事業につきましては、平成27年度から実施しております、今年度で5年目となります。平成30年度の実績を表に示しております。

次のページに研修の様子とその写真を掲載しています。前のスクリーンのほうにも大きく映し出させていただいております。

教師向けの研修は、夏休み期間中に講義と質疑応答を中心に行っております。一方、生徒向けの研修は、講義に加えまして簡単なロールプレイング、隣の人との会話練習であったりするような参加型、体験型の要素も取り入れた形式で実施しています。どうしても講師の話を一方向的に聞くスタイルですと、やや退屈になりがちなものですから、途中で講師と対象校の先生方での寸劇を取り入れることで生徒さんの興味や関心を引きながら、最後まで集中して聞いてもらえるよう工夫をしております。

今、前に出していますスライドがその寸劇のところの様子です。体操服を着ているのが先生なんですけども、ちょっと照れながら先生がせりふを言ったりされます。そのような形で少しリラックスした雰囲気では会場が和みした後、後半の講話、説明をしっかりと聞いてもらえる効果があるのではないかと考えているところです。

5ページ目からは、平成30年度のアンケート結果をまとめたものを記載しております。5ページ目は先生方のアンケート結果、6ページ目は生徒のアンケート結果です。研修で学んだことが役立ったと回答した先生方は約60%、役に立ちそうだと思う生徒は約70%となっているところでございます。

最後に、本年度の取り組みの状況と課題についてご説明をいたします。7ページをお願いいたします。

このデートDV防止研修は、筑紫地区では大野城市のほか那珂川市と筑紫野市、計3市で実施されておまして、また福岡県による講師派遣事業や、そのほか人権擁護委員さんによる研修なども行われております。社会的関心やニーズは高まってきているのではないかと考えられます。

今年度の取り組み状況ですが、おおむね夏休み期間中に先生方向けの研修を実施いたしました。現在、生徒向けの研修が始まっているところです。ちなみに10月29日火曜日には御陵中学校での今年度の研修を実施いたしました。なお、これまでは、こ



の事業は市の単独事業として実施しておりましたけれども、今年度、福岡県のデートDV防止講師派遣事業を活用しております。事業の詳細はお手元の資料の5をご確認いただければと思います。

この県の事業の活用によりまして、市の経費の削減を図ることができました。県のデートDV防止講師派遣事業は、本市の事業趣旨と非常に似通っておりまして、一致しているところも多うございますので、事業内容や方法はこれまでと変更はなく、また、この活用によりまして学校への負担増とか事業効果への影響は生じないものと考えております。

今後の課題といたしましては、近年のDVの相談件数の増加から、受講する中学生の家庭でもDVが起きていることが想定されます。このため、生徒向けの研修に当たりましては、現在、この点を念頭に置いて、委託事業者、NPO法人や学校と協議をしながら進めているところであります。

簡単ですが、事業の説明は以上で終わらせていただきます。委員の皆様方には本事業へのご理解とご協力をお願いいたしますとともに、ご意見やご助言をいただければ幸いに存じます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（井本市長）

説明は終わりました。

それでは、この議題についても報告でありますけれども、ご質問がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○安部委員

昨今、非常にDVの事件がメディアで報道され、子どもたちも日常の会話の中で話題にしていることだと思っています。しかしながら、この研修は5年目を迎えましたけれども、大勢に対して一斉の研修になりますよね。それで、前回から各方面でお願いしていることなんですけど、研修後のただ文字に書いているアンケートだけではなくて、日常的に事件が起きたときでもいいし、研修後でも構いません。対話型の分で、この研修の感想なりどう思ったかということ聞き取るという話ではなくて、投げかけだけで構いませんが、ワークショップというふうな大きな形ではなくても、社会的にどうして増えているかというのを個々が考えられるようなきっかけを、大変お忙しい中学生の先生方をお願いするのは少々心苦しいんですが、ぜひとも日常的に協議してい

ただきたいなと思っています。

また、この点に関してお話をしますと、該当者がいる場合を考えたときに非常に気を遣うというふうに話をされました。そうしましたら、気を遣って話してくださいというふうに返しております。話している子どもたちがこれから起こる問題ではなくて、実際それで悩んでいる子どももいますので、そののところは先生方と相談して、気をつけて、その子の顔を見て話してくださいということをお願いしております。非常に腫れ物をさわるような感じになるというふうにして二次被害になるんじゃないかと言う先生もいらっしゃいます。だけど、そういう立場、環境にある子どもたちは、困難な状態を乗り越えていかないといけないので、ぜひとも大人の寄り添いが必要かと思っておりますので、ちょっとした時間で構いませんので、新聞も各校に置いてありますので、新聞の中からの話題として話していただけたらいいなということをもたこの席で希望します。

○議長（井本市長）

どうぞ。

○高野委員

2 ページ目の 30 年度の事業実績を見させていただきまして、生徒に対する研修の時期、これ、遅過ぎじゃないかなという気がするんですけど、もっと夏休み前とかに実施できませんか。もっと早い時期に、夏休み前にこういった研修をすると、夏休み中などでの行動とかに対して、少しは効果があるんじゃないかなと思います。時期をちょっと考慮していただければと。忙しいから難しいかもしれませんが、ご検討ください。

○議長（井本市長）

学校とか教育委員会に相談せずにできますか。どうしますか。

○人権男女共同参画課長

学校と協議をした上でということになります。先生方への研修は、今まではなかなか時間がとれないで夏休み期間中に、させていただいているんですが、そうなりますと先生方の研修をまた前倒しとかいうことになる可能性もありますので、協議をした

いと思います。

○高野委員

可能であれば。

○人権男女共同参画課長

また今後、各中学校を回っていきますので、そのときにもご意見をいただきながら、可能な限り調整を図りたいと思います。

○議長（井本市長）

中学校は5校しかありませんので、いい意見が出たら早く吸収をして実行に移していただきたいですね。必要であれば早くすることを要請して教育委員会でやってもらえばいいと思います。

はい、どうぞ。

○安部委員

私も一度、大野中の中学生と一緒に聞いたことがあるんですけども、ほんとうに終業式のこれが終わったら帰れるぞという時間帯のところに設定してありまして、寒い時期に大勢が冷たい床に座らないといけなくて、また、先生方はこの写真を見ると暑い時期に椅子に座ってやるんですけど、生徒に「冷たかった、どうだった」って聞くと、「お尻が冷たかった」と言っていましたので、先ほど時期の話がありましたけども、なかなかさくさくと改善はされないとは思いますが、やはりそわそわしない時期がいいのかなと思います。

○議長（井本市長）

前向きに検討してください。

ほかに。どうぞ。

○梶原委員

研修はしていただいてありがたいんですけど、この研修を受けた後、「私、そういうことがあっているわ」という子の相談先という案内はどういうふうにされているのか

など思っています。

#### ○人権男女共同参画課人権・男女共同参画担当

お手元の資料4にピンク色で印刷をしているものがございますけれども、このリーフレットを各生徒さんにお配りしております。この中で相談先の電話番号などを載せておりますので、こちらのほうに相談がつながるものと考えております。

#### ○梶原委員

例えば学校で研修されますよね。校内で、どこに相談すればよいかということとかは話をされますか。例えば身近な誰か、保健の先生にとか、電話をかけるとかじゃなくて、校内でこういうふうに相談したらいいよというような案内は説明されるんですか。

#### ○人権男女共同参画課人権・男女共同参画担当

先生にするのが一番身近なところだとは思いますが、もちろん研修の中で先生ですとか、こういった相談先がありますよという案内はさせていただいております。実際に先生に相談があっているかというところ、今までのところつながっているケースはなかなかないようで、生徒さんは先生にも友だちにも知られたくない、できれば何もないような、今までの生活を変えたくないというところがあるというふうに先生の感触ではそのように捉えているというふうには、お聞きしております。「おまえの家、DVやけんね」みたいなのを友達に知られたくないので、必死に隠しているようなふうには聞いていますので、それが現場の実際のところかなと考えております。

#### ○吉富教育長

DVということに限らず、一番身近な教師に相談するような間柄をつくるようにというのが大原則でございますので、先ほどおっしゃいましたような配慮をしつつ、教員に何でも連絡する。そして、これまでの事例では教職員、身近な女性の先生に相談した、そういったところのほうで解決のスピードは大変早いという事例もありますので、そんなふうに指導しており、進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（井本市長）

よろしいでしょうか。どうぞ。

○高木委員

私も現場におりまして、実際にDVの保護者がいらっしゃいました。それに全然気づかずに、保護者が学校の運営の仕方に苦情みたいに見えまして、お子さんがいて、全然教師は誰もわかりませんでした。やっぱりそれは人に知られたくないとか、実際にあったものですから。

それで、学校には県教委が用意した相談箱ってありますよね、担当の職員が読んでいます。ぜひこの研修をされる際は、そういうことも情報の一つとして、自分で抱え込まずに、学校にはこういうのがあるでしょうということで話をされてください。私の場合は、子どもは意外と、いっぱい書いておりました。いろんな生徒がいろんな悩みを、いじめのことも書いていました。このごろDVというのが非常にクローズアップされていますので、学校は学校で対処していると思いますが、子どもの人権にかかわることですので、そういうのも活用してもらおうということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○人権男女共同参画課長

わかりました。

○議長（井本市長）

ほかに。どうぞ。

○松本委員

DV教育はやはり今言われたとおり早い時期にしておかないと、今、社会で、会社とかいろんなところでの問題が、かなり出ているようであります。早く対策を打ってやっておかないと、大人の間でもかなりDVがありますので、ぜひこれを継続してやっていただきたいと思います。

○議長（井本市長）

案件が増えているということですけど、何か時系列で、何件把握してあるのかわか

りますか。

○人権男女共同参画課長

DV件数自体ですと、毎年約100件を超えてきているところでございます。

○議長（井本市長）

どこに情報が入ってくるんですかね。大野城市役所の中でもこども健康課とかいろんなところにありますけど。

○人権男女共同参画課長

まずDVですと、一番多いのは転入されてきた方が住民票の住基録の取得を制限するとか、制限をしたいというような相談がまず市民窓口サービス課を通じてうちのほうに入ってまいります。その後、関係課、学校関係、学校に通う子どもがいれば教育委員会だったり、保育所に通う子どもがいらっしゃれば、子育て支援課だったりというところにつながながら一緒に支援をしております。

○議長（井本市長）

議事録とかを読ませてもらおうと、内容も相当細かいところまで把握してありますよね。ということは、もっと裾野が広いかなという感じがしますね。部署もたくさんあるので、遠慮せずにどんどん動かれたらいいんじゃないですかね。それがいいと思いますよ。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井本市長）

それでは、この議題については終了させていただきます。

(3) 九州大学との連携推進についてを議題といたします。説明してください。

○自治戦略課長

この件は自治戦略課のほうから報告をさせていただきます。

九州大学とは今年の3月にまちづくりに関します包括連携協定を締結いたしております。現在、それに基づきましてさまざまな連携事業を行っております。本日はその

中でも特に教育にかかわりのある事業、また今後の連携の方向性などにつきまして説明をさせていただきますので、ご意見等いただければと存じます。

詳細の説明につきましては係長が行いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○自治戦略課政策推進担当係長

自治戦略課の古賀と申します。本日は、こちら、お配りしているパワーポイントの資料と、その後ろに資料1・2・3ということにつけさせていただいております。こちらの資料を用いてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、自治戦略課より、九州大学との連携推進の取り組みにつきまして報告させていただきます。

まず、連携協力協定について説明します。本市と九州大学は、お配りしているパワーポイント資料の後につけております資料1のとおり、平成31年3月に国立大学法人九州大学と大野城市との連携協力に関する協定書を締結し、大学が有します知的・人的資源と市の自然豊かな地域資源や文化を有機的に結びつけ、地域社会の振興に寄与することを目的に連携協力を推進していくこととしました。

具体的な連携協力事項としまして、九州大学と大野城市が有する資源の相互活用、九州大学と大野城市民との交流の推進、筑紫キャンパス周辺地域の環境整備とまちづくり、その他、大学と市が必要と認める事項の四つを定めているところでございます。

A3横判になっております資料2をごらんいただきたいと思います。こちらは連携協力事項ごとに左から、これまでの実績、今年度の取り組み、そして今後の交流見込みについて掲載をしております。本日は、この連携協力に基づき、教育の分野においても連携を深めていきたいという視点から、特に2番の九州大学と大野城市民との交流の推進の取り組みについて報告をさせていただきます。

初めに今年度の取り組みについて報告いたします。画面をごらんください。

一つ目が、5月に実施しました九州大学筑紫キャンパス「キャンパス開放」への参画です。キャンパス開放は総合理工学府への進学を考えている方を対象とした入試説明会や受験相談コーナーを特設し、筑紫キャンパスの教員の方が学生生活、受験などの質問や相談に答えることがメインテーマとなっております。その中で九大筑紫キャンパスは、小・中・高校生向けの「おもしろ科学実験」、外国人留学生会による国際色豊かな「ゲームをしながら世界について学ぼう」コーナーのほか、「巨大プラズマ実験

装置」などのイベントを実施しているところでございます。本市では大野ジョーくんのダンスステージや鶏ぼっかけの販売を実施、また、キャンパス開放のチラシを校長会において配付させていただき、地域の方々の参加を促すなど、連携協定による最初の取り組みを実施したところでございます。

画面の写真のとおり、当日は大学院生が実施します科学実験の体験ブースが小学生やその保護者の方などで大変にぎわっておりまして、昨年度を超える800名以上の来場があったという報告を受けているところでございます。

次の取り組みは7月に実施しました大野城心のふるさと館1周年記念イベントへの筑紫キャンパス研究室の参画です。こちらは資料3として当日の様子を資料をつけさせていただきます。

当日は九州大学筑紫キャンパス研究室による子ども向けのスーパーボールづくり、スライム電池づくりの二つのワークショップを実施していただき、スーパーボールづくりは約600名、スライム電池づくりは約400名、保護者を含めると延べ1,000名の参加があったところでございます。キャンパス開放に引き続きまして、子どもたちが科学のおもしろさに触れることができる貴重な機会になったと感じております。また、大学のほうからも地域に貢献する機会となり、学生の経験という点からも参画してよかったという声をいただいております。

次に、今月3日に実施しました大野城市英語・日本語スピーチコンテストにおける外国人留学生会との交流事業でございます。今年度はスピーチコンテスト終了後に九州大学外国人留学生会によるプレゼンテーションタイムを設けております。画面の写真のとおり、当日は外国人留学生会によるレクレーションタイムを設けまして、タイやイギリス、エジプトなどさまざまな国にまつわるクイズなどを実施していただき、来場された方との交流を図っていただいたところでございます。

それでは続きまして、今後の交流見込みでございます。今後の交流見込みとしまして、現在、ランドセルクラブ事業において、九州大学院生による体験学習の実施に向けて、担当課と九州大学で協議を行っているところでございます。

最後に、今後の取り組みの方向性についてご報告をさせていただきます。特にこの教育という分野につきまして、九州大学との連携協力協定のもと、筑紫キャンパスの理工学系、それから外国人留学生といった強み、人材を生かしまして、小中学生の学習活動などの分野において連携を図っていきたいと考えているところでございます。

詳細な内容につきましては今後の協議になってまいります。例としましては九州



大学院生による体験学習を通して、理工学への興味や高等教育への興味を持ってもらう。また、外国人留学生との交流を通して、国際感覚、共生社会などについて考える機会にしてもらうなど、九州大学院生や外国人留学生との交流を通しまして、本市の小中学生の感動体験を増やし、市独自のふるさと意識につながるような取り組みを広げてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

○議長（井本市長）

この議題についても報告でありますけども、どうぞご質問がありましたら遠慮なくお願いします。

○高木委員

質問ではないんですが、この事業をぜひ推進してほしいなと思っております。といいますのは、先日、教育委員の研修がありまして、太宰府市から、筑紫女学院大学と連携して、そのキャンパスを利用して、不登校の生徒が、家に引きこもらず、そちらでも活動しているという話がありました。大野城市は幸い、このように九大と連携ができています。また、今言われました科学的な取り組みに、ものすごく子どもは関心があるんですね、学校の授業では味わえない体験。ですから、ぜひランドセルクラブの事業でも、できる範囲でどんどんどんどん推進していったほしいなと思っております。よろしく願いしておきます。

○議長（井本市長）

ほかに。どうぞ。

○梶原委員

過去の実績のところを見ていると、母子保健でCAREプログラムをされているんですけど、今年、私、ちょっとのぞかせていただいたんですけど、今、学校のほうで対応が難しい子どもたちが増えてきているという問題があって、その子を抱える親御さんにこれを受けてもらいたいなとすごく思ったところがあって、これ今、母子保健でしかされてないんですけど、枠を広げて、いろんなところで取り組めるような、担当されるような課があつたりすれば、そこに入れてもらって、いろんな方がそれを知

ってもらえて体験してもらえらるような機会が増えたらいいなと思っていたところでしたので、よろしければ市の中で、ここでできるんじゃないかというところがあれば、そういうところに話を持って行っていただけたらいいなと思います。

○自治戦略課長

CAREの所管課にも確認をして、検討したいと思います。

○梶原委員

お願いします。

○議長（井本市長）

相当頑張っていますね、これね。

ほかに。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井本市長）

まだ進行中のものもありますので、これからまた広がっていくでしょうから、今後また進捗の度合いを見ながら報告してください。

それでは、この議題については終了させていただきます。

3のその他ですけれども、事務局からも含めて何かありますか。

○自治戦略課長

事務局からは、ございません。

○議長（井本市長）

それでは、以上をもちまして議題のほうは終わらせていただきたいと思います。

事務局に進行を戻させていただきます。どうもありがとうございました。

○自治戦略課長

それでは、これをもちまして、会議の全行程を終了いたします。

井本市長、教育委員の皆様、ありがとうございました。

それでは最後に、第2回大野城市総合教育会議の閉会に当たりまして、井本市長よ

りご挨拶をお願いいたします。

○井本市長

どうもお疲れさまでございました。

教育委員会に関するテーマについては、教育委員の方々が十分に議論してご理解の上でご指摘をいただいているんだろうと思いますけども、この総合教育会議で、市長部局にも子どもに関する所管がたくさんありますので、そちらと問題意識を共有したいということで全国的にできた会議でございますので、教育委員会からの提案も我々にとっては大事なことでもありますし、また我々のほうからもしっかり提案をさせていただきたいなというふうに思っております。わざわざお忙しい中、栄養教諭の方にもおいでいただきましたけども、今回もとてもいい議題で、総合教育会議が開催できたと思います。今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○自治戦略課長

ありがとうございました。

それでは、第2回大野城市総合教育会議を終了いたします。お疲れさまでした。